

錯誤

担当：金光・中原・深瀬

一節 錯誤の全体像

95条

意思表示は、法律行為の要素の錯誤があったときは、無効とする。
ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

1 錯誤とは

契約を締結する際に、何らかの原因によって、契約当事者の意図しない契約が締結されてしまう場合がある。このような場合に、契約当事者の意思の不存在を理由として意思表示の効力を否定する民法上の制度が、錯誤である。

2 錯誤制度の基本原則¹

では、錯誤があるとなぜ意思表示の効力が否定されるのだろうか。

(1) 伝統的な考え方

意思主義：法律効果に対応した意思がなければ、意思表示は効力をもたない。

法律行為は「意思」と「表示」によって構成される。

法律効果が生じる根拠となるのは当事者同士の一致した意思である。

表示は内心の意思を相手方に知らせる手段にすぎない。

→これによれば、意思表示が行われた場合に、その法律効果に対応した意思がなければ法律効果は認められない。

(2) 取引安全への配慮

ただし、意思主義を徹底させると、表示を信頼した相手方が内心の意思を知らないために不測の損害を被ることがありうる。

そこで表示主義の観点から、無効の場合を限定して取引の安全をはかることが必要となる。

¹ 内田 65 頁、野村 (六) 694 頁、山本 162 頁

表示主義：表示に対する相手方の信頼を保護すべき。

法律上の効果が生じるためには表示がなされたことだけで足りる。

その表示が内心の意思の正確な内容を反映しているかどうかは重要視されないことになる。

→法律効果に対応した意思がないからただちに意思表示が無効となるわけではない。

表示がなされた以上は、相手方の信頼を一定の要件のもとで保護すべき。

(要件設定により錯誤無効の範囲を制限。)

《錯誤制度における基本的原理》

意思表示が表意者の真意と食い違うときに表意者の真意を尊重することによってそれを保護する制度。

→**当事者の意思を尊重しようとする考え方**の現れ

意思主義による考え方（伝統的な意思表示理論）

契約の拘束力の根拠を当事者の意思に求める考え方。

これによれば、意思表示は動機に導かれ効果意思・表示意思を経て、表示行為として外部に表出される。

このうち契約を形成するのは二つの一致した効果意思であるから、意思表示の効力にとって重要なのは効果意思の存在であり、動機は原則として意思表示の効力を左右しない。

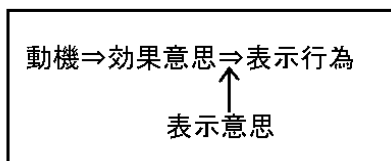
二節 従来 of 錯誤制度理解

1 序

意思主義の観点から構成された錯誤制度の前提として、意思表示を行うまでのプロセスと、それに基づく錯誤の分類について以下で説明する。

(1) 意思表示のプロセス

伝統的には、意思表示は以下のような過程をたどると分析されている。

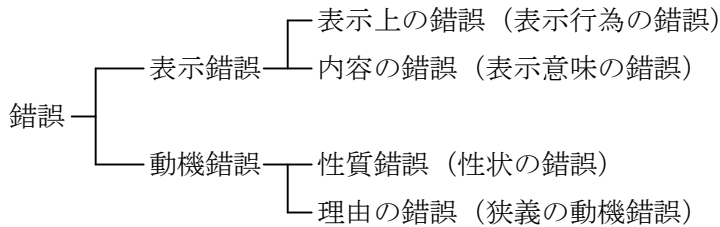


*効果意思：表示意思によって最終的に認められる法律効果に対応する意思

*動機：主観的な意思の中で効果意思以外のもの

(2) 錯誤の種類²

この意思決定過程のどこに誤りが生じるかによって、錯誤は以下のように分けることができる。



①表示錯誤

思い違いにより、効果意思どおりの表示をしていない場合。つまり、効果意思と表示が一致していない場合。

- a) 表示上の錯誤…表意者が使用するつもりのない表示手段を使用した場合。
言い間違い、書き間違いなど。
- b) 内容の錯誤…表意者が意図した表示手段を用いているものの、その表示手段のもつ意味を誤解していた場合。1カートン=12個だと思っていた場合など。

②動機錯誤

効果意思どおりの表示をしているが、その意思の形成過程で思い違いがあり、それに基づいて意思表示を行った場合。この場合、効果意思と表示は一致している。

- a) 性質の錯誤…意思表示の対象である人や物の性質に関する錯誤があった場合。
有名な芸術家の作品だと思って購入したところ、実は偽物だった場合など。
- b) 理由の錯誤…意思表示を行うに至った間接的な理由に関する錯誤があった場合。
近くに駅ができると聞いて建物を購入したが、結局駅は建設されなかった場合など。

2 二元論 (伝統的錯誤理論) ～意思主義的観点でとらえた錯誤論～

従来の通説・判例が採用している錯誤理論。

表示錯誤と動機錯誤を区別し、95条で問題にされる錯誤は前者に限られるとする。動機錯誤には原則95条が適用されないが、例外に当てはまる場合は特別に考慮する。

1. 伝統的錯誤理論の基礎となる考え方

² 佐久間 143 頁、内田 60 頁等

●意思主義

法律行為が有効になるのは、その法律行為の効果に対応する意思があるためである。

- ・表示錯誤：表意者において、表示に対応する意思がない→法律行為は無効になる
- ・動機錯誤：表意者において、表示と意思は一致している（ただ意思形成の段階で錯誤あり） →法律行為は当然には無効にならない

●信託主義・取引の安全

動機錯誤…表意者が意思形成の段階で何を思ったかは、外部からはわからない。

よって動機錯誤を認めると、相手方の信託が破られ、取引の安全を害する。

2. 表示錯誤の扱い方

(1) 意思表示の解釈

表示錯誤＝表意者が表示に対応した意思を持っていないこと であるため、表示錯誤があるかどうか判断するためには、まず意思表示の意味を確定しなければならない。そのために意思表示の解釈を行う。

- ・ 伝統的錯誤理論は、「客観的解釈説」を採用

客観的解釈説…意思表示の解釈とは、表示行為の有する客観的意味を明らかにすることであり、表意者のかくれた真意（内心的効果意思）を探求することではない とする説。³

- ・「信託主義」に基づいている。

(2) 錯誤に関する判断

(1) で確定した表示の意味と表意者の効果意思が一致していなければ、表示錯誤が存在することになる。

①要素の錯誤

②表意者の重過失

①を満たし、②に当てはまらなければ 95 条が適用され、意思表示は無効となる。

3. 動機錯誤の扱い方

〈原則〉

動機錯誤には 95 条は適用されず、意思表示は有効となる。

〈例外〉動機表示構成

³ 我妻 249 頁以下

動機が表示されて意思表示の内容となった場合は、95条が適用されて意思表示は無効になる。

◎動機表示構成のリーディングケース（大判大正3年12月15日民録20輯1101頁）

大審院時代に初めて動機表示構成を採用した判例であり、当時展開されていた富井説・鳩山説⁴におおむね準じている。

（事案）

Xが抵当権設定の際、その目的である価格700円にすぎないY所有の家屋を、Xの代理人が1500円の価値があると誤信し、極度額1500円の根抵当権を設定した。後で事実を知ったXが、錯誤により抵当権設定契約は無効であると主張した。

（判旨）

「通常意思表示ノ縁由ニ属スヘキ事実ト雖モ表意者ガ之ヲ以テ意思表示ノ内容ニ加フル意思ヲ明示又ハ黙示シタルトキハ意思表示ノ内容ヲ組成スルモノ」

・動機は原則として意思表示の内容ではない、ということを前提とし、その上で例外的に、動機も表示されて意思表示の内容となった場合は95条を適用する

・動機が表示されさえすれば意思表示の内容となるわけではなく、具体的な意思表示の解釈によって、その動機が意思表示の内容を組成するかどうか判断しなければならない

◎学説の展開

上の判例以後、動機表示の意味をどのように捉えるかで学説が分かれている。

(a)動機表示重視説（有力）⁵

・「動機が表示されている」ということを重視する説。

表示された動機は意思表示の内容となり、従って錯誤の影響を受ける。

↑

信託主義の考え方 ～取引の安全と表意者の保護の調和～

動機が表示され、相手方がこれを知っている場合には、相手方に不測の損害を与えることにはならないため、表意者の保護を優先させることができる。逆に動機が表示されていないならば、外部から推断することはできないため、相手方の取引の安全を優先し、その部

⁴ 森田 160-167 頁

95条の「法律行為の要素の錯誤」を、「意思表示の内容についての錯誤」として捉えるべきだ、とする。これによると、動機錯誤についても、「意思表示の内容についての錯誤かどうか」という問題に帰着し、個別具体的な場合に即して意思表示を解釈することによって無効になるかどうかが決定されるとしている。

⁵ 我妻 297-298 頁

分の錯誤は問題とすべきでないことになる。

- ・「表意者の動機が表示され、相手方がそれを認識できたかどうか」が基準

(b)内容化重視説

- ・動機が表示されて、「意思表示の内容になった」ということを重視する説。

動機が表示があった事項が当然に意思表示の内容になるわけではなく、具体的な意思表示の解釈から、動機が意思表示の内容となっているかどうか判断しなければならない。

↑

合意主義の考え方

- ・動機「表示」の意味…動機は相手方に表示されない限り、当事者の意思表示の合致によって成立する契約の内容になることはありえないという意味において、その契約の内容化の論理的な前提となるに過ぎない。

- ・「動機が契約当事者間の合意の内容になったかどうか」が基準

◎判例の展開⁶

その後の判例が動機表示重視説と内容化重視説のどちらに立っているかは、評価が分かれるところである。

戦前の判例は、大判大正 3 年 12 月 15 日の延長で、意思表示の内容化を重視する傾向にあったが、戦後になると我妻説の強い影響を受けて、動機が表示の有無を重視する判例⁷が多くなったため、現在は動機表示重視説が判例の主流であるようにみえる。

しかし最近の判例でも内容化重視説をとるもの⁸が少なくないため、統一的な理解は難しい。

3要件

以上二元論では、「どのような錯誤が 95 条の問題として扱えるか」について検討した。以下では「その錯誤が 95 条で無効にできるかどうか」という要件の絞り方について検討する。

《錯誤の要件》

1. 法律行為の「要素」に「錯誤」があること
2. 表意者に重過失がないこと

※ 要素の錯誤…表意者に立証責任

⁶ 森田 170-176,183 頁以下

⁷ 最判平成元年 9 月 14 日（財産分与契約において、自らに譲渡所得税がかかることを知らなかったケース）

⁸ 最判昭和 37 年 12 月 15 日（国に土地を売却する際の譲渡所得税減額の約束が果たされなかったケース）

表意者の重過失…相手方（錯誤無効を否定する者）に立証責任

1. 要素の錯誤

95 条によると、表意者に錯誤があるときでも、それが『法律行為の要素』に関する錯誤であって初めて、意思表示は無効となる。判例によると、『法律行為の要素』とは、「意思表示の内容のうち重要な部分」のことである。⁹

以下では意思表示の内容の「重要な部分」に当たるかどうかを検討する。

◎因果関係説（判例¹⁰、通説¹¹）

(1) 考え方

① 表意者の保護

錯誤はもともと、本当はそのような意思表示をするつもりがなかったのにしてしまった者を保護する制度。

→ 錯誤を知っていたとしても同じような意思表示をしていたのであれば無効を認めなくてもよい。

② 取引安全

表意者の錯誤だけを基準とし無効をみとめると、取引安全が著しく害される。よって取引通念からの正当性をもって無効が認められる場合に絞りをかける。

(2) 具体的な判断基準

① 主観的因果性

錯誤なければ、表意者はそのような意思表示をしなかったといえること。

② 客観的重要性

錯誤がなければ、通常人でもそのような意思表示をしなかったといえること。これはこのような意思表示をしないことが、取引の通念に照らして正当と認められることを意味する。

《『要素の錯誤』の具体例》～売買の場合～

〈肯定傾向〉

両当事者…目的物の同一性や量・個数、代金の額、目的物の価値と代金額の釣り合い

⁹ 大判大正 7 年 10 月 3 日民録 24 輯 1852 頁

¹⁰ 大判大正 3 年 12 月 15 日民録 20 輯 1101 頁,大判大正 7 年 10 月 3 日民録 24 輯 1852 頁

¹¹ 我妻 299 頁以下

売主…買主の同一性や属性←錯誤の結果、債務を履行する可能性が低いものが債務者となった場合は、錯誤をした債権者が不利益をこうむるおそれが強い
ため

〈否定傾向〉

売主の同一性と属性←債権者について錯誤があっても、債務者は約束した代金債務を履行すればよいだけであり、特に不利益を被るわけではない(大判昭和 40.2.25)

*ほかにも、利息付金銭消費貸借、保証、委任、贈与 など、各法律行為の種類の特性によって重視される部分が変わってくる。

*さらに、法律行為の種類にかかわらず、当事者にとって当該法律行為にとって重要であるとされた事項がある場合には、その事項に関する錯誤は、客観的重要性が認められる。

2. 表意者の重過失 (がないこと)

(1) 趣旨

95 条但書によると、表意者に重過失があるときは、表意者の錯誤無効の主張は認められなくなる。これは次の二つのことを意味する。

- ①重過失のある表意者の保護の否定
- ②軽過失のある表意者の保護

(2) 重過失の判定基準

重過失＝錯誤に陥ったとき、当該事情の下で普通人に期待される注意を著しく欠いていること

《判断のポイント》

①表意者の知識・能力

表意者がその取引について有する知識、能力が高ければ、それだけ重過失を認めやすい。

②表意者の目的との関連性

一般に、自己の目的を実現する上で重要な事柄は、慎重に調べて対処することが要請される。したがって、それを怠れば重過失があるとされやすい。

(3) 表意者の重過失と相手方の悪意

表意者が錯誤していることを相手方が知っていた場合は、相手方には保護されるべき信頼がないため、その場合はたとえ錯誤者に重過失があっても、表意者は錯誤無効を主張できると考えられる。

《参考・電子消費者契約の特則》

「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(2001 年制定)によると、電子消費者契約における消費者の意思表示について、一定の場合に 95 条但書の適用が排除されている。(電子 3

条)つまり、消費者に重過失があっても錯誤無効の主張が認められることになる。

↑

インターネットを通じた契約では、通常の注意を払ってもクリックミス等の操作ミスが生じやすいため(ただし、売主が確認画面を設けるなどの十分な措置を講じていれば錯誤主張はできない)

4 効果

1. 錯誤による無効

これまでに述べた要件を満たせば、意思表示は無効となる。これにより意思表示、また法律行為ははじめから効力が生じなかったことになる。

2. 錯誤無効の主張者

錯誤無効を錯誤者以外の者も主張できるかどうかについては、争いがある。

(a)絶対無効説 (伝統的見解)

錯誤無効の主張は、錯誤者に限らず誰でも可能である、とする説。

↑

意思主義の考え方…錯誤の場合は、意思がない以上そもそも意思表示は存在しない。よって、存在しないものは誰でも「存在しない」、つまり無効だと主張できることになる。

(b)相対無効説 (判例・通説)

錯誤無効の主張は、錯誤者のみ可能である、とする説。

↑

錯誤無効の趣旨…95条で錯誤を無効としたのは、表意者を保護するためであるから、保護されるべき錯誤者だけに無効主張を認めればよい。つまり、表意者自身が無効主張の意思がない場合の相手方や第三者、また表意者を騙して要素に錯誤ある意思表示をさせた者には、無効主張を認めるべきではない。

《例外》錯誤者の債権者

錯誤者の債権者について、判例では、

①錯誤者に対する債権を保全するために、債権者に無効主張を認める必要があること

②錯誤者が自分も錯誤をしていると認めていること

の二つの要件を満たせば、債務者(=錯誤者)の錯誤について無効主張を認めるという扱いをしている。これに対して、単に債権者代位権(民423I)の行使を認めれば足りる、と

する学説からの批判がある（債権者代位説¹²）

3. 錯誤者の損害賠償義務

95 条の錯誤無効主張により相手方が損害をこうむった場合に、相手方が錯誤者に対して損害賠償を請求できるかどうかについては、以前は 95 条に特に定められていない以上、錯誤者に損害賠償を請求することはできない、と考えられてきたが、現在では不法行為ないし契約締結上の過失責任として、表意者の損害賠償義務を認めるべきである、と考えられる傾向にある。

5 従来の錯誤制度への批判

（1）表示錯誤と動機錯誤の区別は難しい。（ex.同一性の錯誤と性質の錯誤）なのにどちらか一方にしか 95 条が適用されないのは不公平である。

（2）表示錯誤の場合でも、結果として意思表示を無効にするので、表示に対する相手方の信頼が破られ取引安全が害されるのは、動機錯誤の場合と変わらない。

（3）動機錯誤のほうが表意者の要保護性が高い場合もある。

（4）動機表示構成の動機表示重視説では、動機が表示されただけで表意者の負うべきリスクを転換するのは不当である。

三節 錯誤論

●錯誤における問題点

以上では錯誤の要件と効果について見てきたが、そもそも何が錯誤にあたるのか、どこまでが保護にあたる範囲といえるのかについては、意思主義と表示主義のいずれに重点を置くかによって様々な説がある。主な論点は以下の二つである。

（1）95 条の錯誤に動機錯誤が含まれるか

ひとつめは、95 条の錯誤に、動機錯誤が含まれるか否かである。

意思主義を貫くと、表示錯誤のみが錯誤に含まれることとなり、原則として動機は意思表示の効力に影響しない。

¹² 四宮=能見 227-228 頁

この二元論の立場に対して、表示錯誤と動機錯誤とを区別すべきでないとする一元論が主張されている。

(2) 錯誤を認める要件の設定

もう一つの問題点は、錯誤を認める要件の設定に関する争点である。

表示主義の考え方からは、内心の意思を知らない第三者が錯誤無効によって不測の損害を受けないよう、錯誤無効を認める範囲を制限しなければならない。

これが錯誤の要件の設定の問題であり、以下の二つの考え方にもとづく。

- ①信頼主義：相手方の正当な信頼を保護するという考え方。
- ②合意主義：双方の当事者がした合意を尊重するという考え方。

四節 一元論

95条の錯誤について動機錯誤と表示錯誤を区別せず、いずれも95条に含まれるとする説。二元論が意思主義を強調するのに対して、一元論は表示主義を強調する。

1 二元論に対する疑問

1. 表示錯誤と動機錯誤の区別の難しさ

Case1

XはYからピカソ自身の署名のあるオリジナル版画<二人の道化師>を800万円で購入した。ところがその後、Xが買おうとしていた版画は、実はその隣にあった<道化師>という版画だったが、それを<二人の道化師>と取り違えていたことが判明した。

Case2

XはYの店にあった版画がピカソの<道化師>という版画だと考えて、「この版画を800万で売ってほしい」と頼んだ。Yはその旨を承諾したが、後に、その版画は<二人の道化師>という版画だったと判明した。

Case1 は同一性の錯誤の例である。ここではXの表示は「<二人の道化師>を800万円で買う」であるのに対して、Xの意思は「<道化師>を800万円で買う」となっている。このように表示と意思が一致していない以上、表示錯誤にあたる。

Case2 は性質錯誤の例である。ここではXの表示は「この版画を800万で買う」である。そしてXは「この版画を800万で買う」という意思を有しており、表示と意思は一致している。ただ、意思を形成する過程に錯誤があるにすぎない。よってこれは、動機錯誤にあたる。

以上のように一応の区別はあるが、その区別は微妙であり、少なくともいずれも<道化師>を買うつもりで<二人の道化師>を買っていることに変わりない。

2. 相手方の信頼・取引安全の観点からする同一性

伝統的錯誤論は、動機は千差万別だから、それを考慮すると取引安全を害するというが、錯誤の制度自体がすでに取引安全を害することを想定したものであり、動機錯誤の場合に限らず、表示の錯誤の場合でも意思表示を無効とすることで、表示に対する相手方の信頼は破られ、取引安全が害される。

②一元論を積極的に理由づける見解

(1) 表示主義と一般条項性から一元論を理由づける見解¹³

・表示主義

表示錯誤と動機錯誤を区別するのも、結局相手方の想像しなかった事項についての錯誤を主張することにより取引の安全が害されるのを防ぐことを目的としたのであり、これは表示主義から合理的に説明できる。

・一般条項性

伝統的錯誤論は、「錯誤」の限界の一線を法規自身の中にみだし、裁判官はこの規定を機械的にあてはめる余地があるだけのものにしようとしたのであるが、これに対し一元論からは、「明示または黙示に表示された事項」を標準とし、「錯誤」の決定は裁判官の自由かつ合理的な意思解釈にゆだねるというものである。したがってそれは、裁判官の広範な権限によって具体的に決定されることを想定する、いわゆる一般条項であるといえる。

(2) 95条の根本的な問題を、当該「錯誤」が表意者をして契約の拘束力から解放することを認めるに値するか否かとする見解¹⁴。

重要なことは、錯誤理論の構成よりも、その錯誤が、当該法律行為において「要素の錯誤」にあたるか否かの判断、ひいては錯誤主張を許すか否かの問題。

③ 錯誤無効の統一的要件

1. 基本原理——信頼主義

そこで何を基準に要件をたてていくのかであるが、無効にすることにより不利益を被る相手方の信頼保護を重視することが妥当であると考えられる。相手方が表意者の表示に、正当な信頼がある場合は錯誤無効を認めるべきではないといえる。

正当な信頼があるとは、相手方に悪意・過失がないということである。

2. 具体的要件

¹³ 川島②200頁、218頁、舟橋627頁

¹⁴ 近江174頁

(1) 錯誤の認識可能性説¹⁵

表意者が錯誤に陥っていることについて相手方が悪意または有過失であること。

(2) 錯誤の重要性認識可能性説^{16・17}

錯誤におちいていた事項が表意者にとって重要であったことについて悪意または有過失であること。

*これは次のような考慮に基づく。

(i) 錯誤事項の重要性

表意者が重視していたことについて錯誤あったのに有効とすると、表意者が意図しない責任を課せられることになり、意思原理の観点から好ましくない。よってこの場合は意思表示を無効にする必要がある。

(ii) その認識可能性の必要性

何を重視するかは人によって異なるため、常に無効とすると相手方の信頼を害する。よって無効を認めるためには、表意者が何を重視していたかを相手方が知り、または知りえたといえることが要求される。

(3) 折衷説

錯誤の認識可能性か錯誤事項の重要性の認識可能性のいずれかがあればよい。

4 批判

(1) 表示錯誤と動機錯誤の区別の微妙さを理由に二元論を批判しているが、限界事例での区別の微妙さは、区別の宿命である。また、限界事例を除けば、表示錯誤と動機錯誤に異なる面があることは事実である。

(2) 認識可能性説が掲げている認識可能性という要件は、要素の錯誤が認められる場合には、ほとんど認められてしまい、錯誤が認められる範囲を絞るという効果に乏しい。

(3) なぜ条文にない認識可能性(相手方の善意・無過失)という要件が出てくるのか不明。

五節 合意主義からの再構成

これまでの二元論と一元論の対立を、合意主義(=当事者同士の合意を尊重する観点)から再構成する見解も主張されている。

¹⁵川島①289頁、幾代273頁

¹⁶近江189頁

¹⁷錯誤の認識可能性説と錯誤の重要性認識可能性説との違い

相手方が、表意者が何を重視していたかは知りえたとしても、相手方が錯誤をしていることまでは知りえなかった場合である。この違いは特に共通錯誤の場合に先鋭にあらわれてくる。

1 新二元論

伝統的な二元論の枠組みは維持したまま、契約の有効性を合意主義の観点から判断する。動機錯誤については動機表示構成をとらず、動機に関する当事者間での合意の有無を判断の基準にする。

1. 新二元論の概要

(1) 表示錯誤と動機錯誤を区別するのは、伝統的な二元論と同様である。

- 意思主義：法律行為が有効になるのは、その法律行為の効果に対応する意思があるためである。
- 信頼主義・取引の安全

(2) 合意主義からの見解では、さらに表意者の帰責性を考慮する。

●帰責原理

動機錯誤と表示錯誤とでは、表意者の帰責性の度合いに差がある。

- ・表示錯誤：誰にでも起こりうる上にあらかじめ対処しておくことができない。

→95条により保護すべき。

- ・動機錯誤：正確な情報収集ができなかったために誤った効果意思を形成した場合である。

このような情報収集の失敗については、原則として自らリスクを負うべきであるし、合意によってあらかじめ相手方にリスクを転嫁しておくことも可能である¹⁸。

→錯誤では保護されない。

《例外》リスク転嫁の合意がなされたと認められる場合

動機の錯誤は95条によっては保護されない。ただし、当事者間で、動機についての合意がなされていれば、その合意の性質に従って法的顧慮を受けうる¹⁹。

●伝統的二元論：

→動機表示重視説：信頼主義の立場からは、相手の正当な信頼を保護するためには、動機が「表示されたこと」で足りる。

●新二元論：

→合意主義の観点からは、動機は表示されただけでは意思表示の内容とはならない。

「動機が契約当事者間の合意の内容になったこと」が必要。

→「表示された動機」ではなく「合意された動機」が法的保護に値する。

¹⁸ 山本②154頁以下

¹⁹ 高森 217頁以下、森田 144頁以下

∴動機が合意されている以上、リスク転嫁がなされたものと考えられる

2. 表示錯誤

表示錯誤の考え方は伝統的二元論と共通である。

ただし意思表示の解釈の方法の違いから、どのような場合に表示錯誤があるとするかに差異が生まれる。特に問題となるのが、双方の当事者がともに錯誤に陥っていた場合である。

《意思表示の解釈方法》

(1) 伝統的二元論：**客観的解釈説**（伝統的通説）

意思表示の解釈とは、表示行為の有する客観的意味を明らかにすることであり、表意者のかくれた真意（内心的効果意思）を探求することではないとする説²⁰。

(2) 新二元論：**付与意味基準説**（現在の多数説）

まず契約の両当事者が表示に付与した主観的意味を探求し、両当事者の主観的意味が一致している場合は、表示の客観的意味を問うことなく、主観的意味によるべきである、とする説。

①当事者の意思が一致している場合

表示の客観的意味にかかわらず、その一致した意思に従って意思表示を解釈

甲が乙にたばこ1カートンを3000円で売却する契約が締結された場合を想定する。

甲・乙ともに1カートン=12個だと思っていた場合。

客観的解釈説

たばこ10個3000円の売買契約に向けた意思表示があったことになる

→甲・乙の効果意思と意思表示に不一致

→錯誤無効を主張しうる

付与意味基準説

両当事者の主観的意味は一致

→一致した主観的意味にしたがって意思表示を解釈

→効果意思と意思表示に不一致はない

②両当事者の主観的意味が一致しない場合

i) 両当事者がそれぞれ表示に付与した主観的意味の正当性を問う説。

²⁰ 我妻 249 頁以下

いずれか一方に正当性がある場合はその意味を表示の意味とし、正当性が両方にあるかどちらにもない場合は、契約は（不確定性ゆえに）不成立とすべきである。

ii) 表示の客観的意味による、とする説。

(1) 乙のみが1カートン=12個だと勘違いしていた場合。

甲の主観的意味=1カートンは10個

乙の主観的意味=1カートンは12個

→社会的意味からすると、甲の主観的意味に正当性があるといえる。

→10個3000円の売買契約が成立

→乙は錯誤ありといえる

(2) 甲は1カートン=8個、乙は1カートン=12個だと勘違いしていた場合。

どちらの主観的意味にも正当性はない

→契約自体が不成立。錯誤の問題にはならない。

3. 動機錯誤

動機錯誤には95条は適用されないが、「合意された動機」は法的保護に値する。

(1) 動機が合意されたかどうか→契約の解釈の問題²¹

Case1 高級貴金属店において「この金の指輪を下さい」といい、売買契約が成立した場合。

Case2 露店で、「この金の指輪を下さい」といい、通常純金製の指輪ならするであろう価格より格安で取引がなされた場合。

この二つのケースで、後に金の指輪でなかったことが判明した場合を考える。

- ・金の指輪だと思って買ったがそうではなかった、というのは動機の錯誤にあたる。
- ・**Case1**でも**Case2**でも、「金の」と言っていることから動機が表示されている。

動機についての合意があったかどうかの判断は以下のようなになる。

Case1 では、「金の」指輪を売買の対象とすることについて合意があった可能性がある。

Case2 では、「金の指輪を」と表示したことは単なる通知や表明にすぎず、「合意」と解することは難しい（＝相手が純金製の指輪であることを保証したとかいう見方はできない）。

→動機は、表示されただけでは当事者双方によって「合意された」とはいえない。すなわ

²¹ 高森 224 頁、森田 149 頁以下

ち契約の内容になったとはいえない。契約の解釈のルールに従って合意の有無を判断する。

(2) 合意の性質に応じた法的処理

リスク転嫁の合意があったとしても、95条が適用されるわけではない。

合意の法的性質を決定して、性質に応じた契約責任を問うことになる。

《合意の種類》

条件、前提、保証、特約など

Ex)条件の場合→売買は条件不成就により無効

Ex)保証の場合→契約は依然有効。買主は債務不履行責任を追及することになる。

2 新一元論

1. 新一元論の概要

この考え方では、信頼主義に基づいた一元論と同様に、表示錯誤と動機錯誤を区別しない。しかし、どのような錯誤でも無効原因になるとすると著しく取引安全を害することになる。そこで、取引安全をはかるための要件の設定が問題となる。

《錯誤の範囲をどのように限定するか》

一元論：相手方の信頼が正当なものか、すなわち認識可能性があるか（信頼主義の立場）



新一元論：要素の錯誤の要件を厳格に適用

法律行為を無効にするほどの錯誤かどうか、合意の原因に関する錯誤かどうか

（合意主義の立場）

2. 要素の錯誤

問題は、どこまでを錯誤無効にすべきであるかという要件の設定である。

新一元論では、認識可能性という要件を持ち出すことなく、要素の錯誤の要件を厳格に解することで錯誤無効の範囲を限定する。



一元論への批判²²

一元論では相手方の認識可能性を要件としているが、「要素の錯誤」の要件の中で同様の判

²² 四宮＝能見 215 頁

断が可能であり、この要件を厳格に考えることで錯誤主張の限定をするのが適当であると
する。

(1) 要素の錯誤要件の趣旨

ではどのような場合に、「法律行為の要素の錯誤」があるといえるのか。

従来、要素の錯誤要件は、錯誤がなければそのような意思表示をしなかったという因果関係
を基準としていた（因果関係説）。

合意主義の観点からは、合意の原因があるかという観点からこの要件をとらえることにな
る。（合意原因説）。

(2) 合意原因説²³

当事者がした合意の原因に錯誤があるかどうかを基準とする説。

①合意の拘束力

・両当事者間の合意に拘束力が認められるのは、それによって債務を負担することが正当
化されうる場合である。

→両当事者が合意をしても、債務負担が正当化される理由がなければ合意に拘束力はない。

②要素の錯誤と合意²⁴

・「法律行為の要素」＝「債務の負担を正当化する理由」＝合意の原因ととらえる。

→合意の原因に錯誤があれば、債務負担の根拠がなくなる→錯誤無効。

・この要素性（合意の原因があるかどうか）は、客観的に判断すべきである。主観による
と相手方に不測の損害を与えることになる。

《要素の錯誤の判断基準＝合意原因に関する錯誤とは》

①有償契約の場合

この場合、当事者が合意によって債務を負担するのは、互いにそれと同じ価値を持つと考
えた反対給付が得られるからである。そのような反対給付が得られない場合には、合意の
原因が失われる。

²³ 四宮＝能見 219 頁、山本①178 頁、

²⁴四宮＝能見 215 頁、佐久間 160 頁。

事例 1

甲は貴金属店で純金製の指輪を 5 万円で購入した。

のちにその指輪は純金製ではなく、数千円程度の価値しかないことがわかった。

→客観的にみて等価関係なし（数千円の指輪を 5 万円で購入している）

→合意の原因に錯誤あり

事例 2

甲は乙にたばこ 1 カートンを 3000 円で売却する契約を締結した。

乙は 1 カートン = 12 個だと勘違いしていた。（実際は 1 カートン = 10 個）

→このとき、客観的にみて等価性が崩れているといえるか？

（金額の差は微々たるものだが、その他の事情によっては等価性が崩れていると判断される可能性はある）

②無償契約の場合

この場合、債務者が無償で債務を負担するのは、相手方に利益を得させてもよいと考えた理由があるからである。そのような理由がなくなれば、合意の原因は失われる。

事例 3

X は、親戚の娘である A が今年 20 歳になると思い、A に振袖を贈った。

しかし実は既に 25 歳だった。

→「相手方に利益を得させてもよいと考えた理由」が失われているといえる。

《参考文献一覧》

- 幾代 幾代通 『民法総則』（青林書院・第2版・1984年）
- 近江 近江幸治 『民法講義I [民法総則]』（成文堂・第2版補訂版・1996年）
- 川島① 川島武宜 『民法総則』（有斐閣・1965年）
- 川島② 川島武宜 『民法解釈学の諸問題』（弘文堂・1949年）
- 舟橋 舟橋諄一 『十周年記念法学論文集』（岩波書店・1937年）
- 山本① 山本敬三 『民法講義I 総則』（有斐閣・第2版・2005年）
- 山本② 山本敬三 「民法における合意の瑕疵論の展開とその検討」 棚瀬孝雄「契約法理と契約」（弘文堂・1999年）
- 高森 高森八四郎 『法律行為論の研究』（同朋社・1992年）
- 四宮＝能見 四宮和夫＝能見善久 『民法総則』（弘文堂・第7版・2005年）
- 内田 内田貴 『民法I 総則・物権総論』（東京大学出版会・第3版・2005年）
- 野村 野村豊弘 「意思表示の錯誤（一）～（七）」 法学協会雑誌92巻12号、93巻1～6号
- 佐久間 佐久間毅 『民法の基礎1 総則』（有斐閣・第2版・2005年）
- 森田 森田宏樹 「民法95条」 広中俊雄＋星野英一『民法典の百年I』（有斐閣・1998年）
- 中松 中松櫻子 「錯誤」 星野英一編『民法講座1』（有斐閣・1984年）
- 我妻 我妻栄 『新訂民法総則』（岩波書店・1965年）